

温泉法の概要

(昭和23年法律第125号、最終改正：平成13年6月)

目的：温泉の保護とその利用の適正化、公共の福祉増進（第1条）

*本法の「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水等で、泉源温度25℃以上又は規定物質のいずれかを規定量以上含有するもの（第2条、別表）

温泉の保護

温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（第3条～第9条）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合等は、不許可
- ・掘削等の許可の有効期間は2年間

知事による温泉源保護の措置

- ・温泉源を保護する必要があると認めるときの温泉採取制限命令（第10条）
- ・他目的掘削で温泉ゆう出量等に著しい影響等ある場合の影響防止措置命令（第12条）
- ・温泉のゆう出量等や利用状況に関する報告徴収、立入検査（第30, 31条）

温泉利用者の健康保護

温泉の公共的利用の許可制

公共の浴用・飲用には、都道府県知事又は保健所設置市(区)長の許可が必要（第13条）

- ・温泉の成分が衛生上有害であると認める場合等は、不許可

温泉の成分、禁忌症等の掲示

温泉施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用上の注意の掲示を義務づけ（第14条）

- ・掲示は、登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づく
 - ・掲示内容は、都道府県知事等に届出、知事等は健康保護のため必要な変更の命令
- 注) 温泉の適応症(効能)は、掲示義務の対象外であるが、知事等が適正化の指導。

国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の公共的利用増進のための地域を指定（第25条）

環境大臣又は都道府県知事は、温泉利用施設等の改善に関し必要な指示（第26条）

3 (2) 温泉法の許可に関する都道府県の取扱い等

(平成15年12月 温泉の保護と利用に関する都道府県アンケート調査による)

i) 温泉の「掘削」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

- | | |
|----------------|------|
| a : 要綱等又は内規がある | 42団体 |
| b : 特にない | 5団体 |

②上記aの場合の規定内容(複数回答あり)

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ・ 地域指定制 | 19団体 |
| ・ 既存源泉からの距離制限 | 26団体 |
| ・ 湧出路口径の制限 | 10団体 |
| ・ 掘削深度の制限 | 6団体 |
| ・ その他(近隣源泉の同意書添付、既存源泉への影響調査、地盤沈下防止など) | |

ii) 温泉の「増掘・動力装置」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

- | | |
|----------------|------|
| a : 要綱等又は内規がある | 43団体 |
| b : 特にない | 4団体 |

②上記aの場合の規定内容(複数回答あり)

- | | |
|-----------------|-----|
| ・ 揚湯試験の実施 | 7団体 |
| ・ 揚湯量の制限 | 8団体 |
| ・ 揚湯能力の制限 | 4団体 |
| ・ その他(地盤沈下防止など) | |

iii) 温泉の「利用」許可について

①独自の審査事項等を定めた要綱等や内規の存否

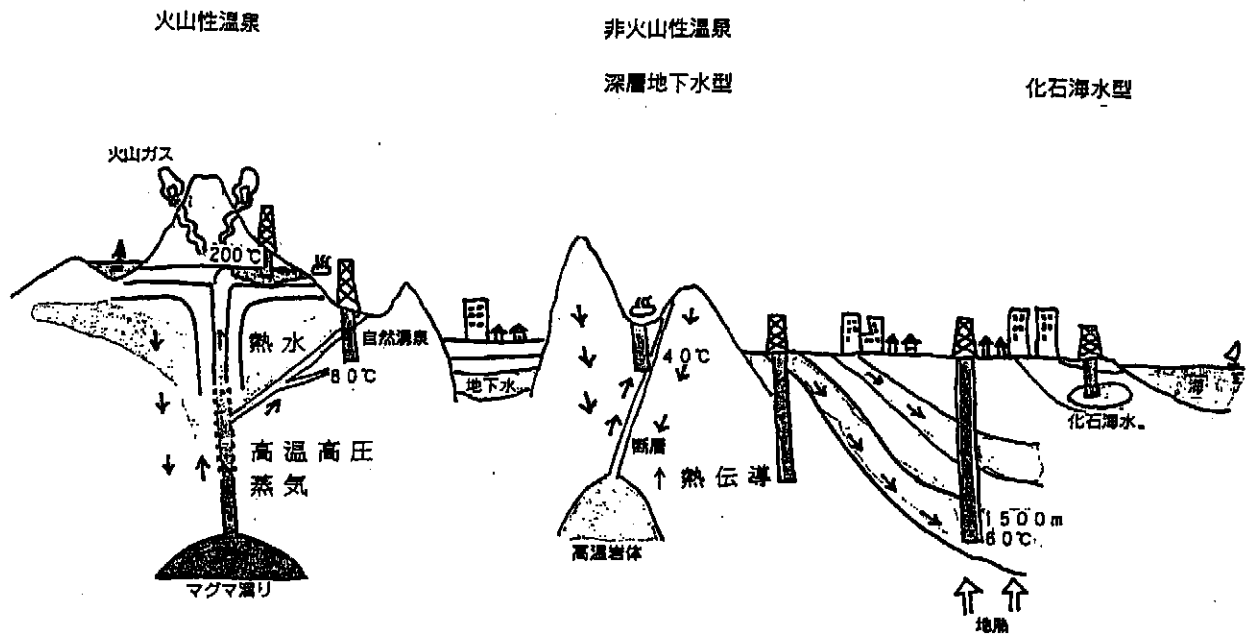
- | | |
|----------------|------|
| a : 要綱等又は内規がある | 22団体 |
| b : 特にない | 25団体 |

②上記aの場合の規定内容(複数回答あり)

- | | |
|---------------------|------|
| ・ 温泉成分の衛生・有害性に関する事項 | 15団体 |
| (うち飲泉の取扱いに関する事項) | 8団体 |
| ・ 施設の衛生管理 | 4団体 |
| ・ その他(許可単位など) | |

4 温泉の掘削深度

(1) 温泉の成因



(2) 新規掘削の掘削深度別の状況 (過去10年の年度別 全国計)

	許可の年度別 (平成・年度)										
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
新規掘削の総件数	497	527	528	499	419	362	350	350	295	319	4,146 (100%)
深度1,000m未満	274	292	295	275	233	194	188	210	190	219	2,370 (57%)
深度 100m 未満	42	39	33	42	31	25	27	31	21	42	333
100～500m 未満	111	131	153	132	85	101	87	86	84	96	1,066
500～1,000m 未満	121	122	109	101	117	68	74	93	85	81	971
深度1,000m以上	223	235	233	224	186	168	162	140	105	100	1,776 (43%)
1,000～1,500m 未 満	144	158	160	120	104	96	98	82	58	69	1,089
1,500m 以上	79	77	73	104	82	72	64	58	47	31	687

(3) 掘削深度別の源泉状況の変化

(平成5年度新規許可による掘削の源泉 平成14年度末現在 全国計)

	平成5年度 許可による 新規掘削 源泉数	源泉ゆう出状況の変化あり			源泉の 廃止*	左の変化 なし
		自噴から 動力揚湯 へ	揚湯量増や す動力変更			
新規掘削の源泉総数	497 (100%)	40 (8%)	36	4	31	426
深度1,000m未満	274 (100%)	<u>11 (4%)</u>	10	0	15	248
深度 100m 未満	42 (100%)	3 (7%)	3	0	2	37
100～500m 未満	111 (100%)	4 (3%)	4	0	6	101
500～1,000m 未満	121 (100%)	4 (3%)	4	0	7	110
深度1,000m以上	223 (100%)	<u>29 (13%)</u>	25	4	16	178
1,000～1,500m 未 満	144 (100%)	21 (14%)	20	1	8	115
1,500m 以上	79 (100%)	8 (10%)	5	3	8	63

*「源泉の廃止」を個別に調べたところ、調査・試掘井で目的達成後の廃止 (17)、ゆう出量が少なく利用せずに廃止 (8) 土地転用や技術的理由による廃止 (6) であった。

出典：温泉の保護と利用に関する都道府県アンケート調査 (平成15年12月)

5. 温泉施設の衛生管理

(1)入浴施設を感染源とする主なレジオネラ感染事例

- 平成10年5月 東京都内の特養ホームの入浴施設で、入所者及び職員の12名が感染、79歳の男性が死亡
- 平成12年3月 静岡県掛川市の温泉利用の入浴施設で23人感染、2人死亡
- 平成12年6月 茨城県石岡市の総合福祉センター内の入浴施設で、疑いのある者を含め45人感染、3人死亡
- 平成14年1月 東京都板橋区内の銭湯で入浴中に意識を失って浴槽水を飲んだ77歳の男性が死亡
- 平成14年7月 宮崎県日向市の温泉利用の入浴施設で、疑いのある患者を含め295人感染、7人死亡（平成14年9月15日：宮崎県発表）
- 平成14年8月 鹿児島県薩摩郡東郷町の温泉利用の入浴施設で、疑いのある患者を含め7人感染、1人死亡（平成14年9月17日：鹿児島県発表）
- 平成15年1月 大型客船の入浴施設で3人感染
- 1月 石川県江沼郡山中町の温泉利用の入浴施設で60歳代の男性が死亡

出典：厚生労働省健康局生活衛生課（平成16年3月）

(2) レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針

(平成15年7月、厚生労働省告示第264号)

レジオネラ症は、レジオネラ属菌による感染症で、そのうちレジオネラ肺炎については、症状のみで他の肺炎と鑑別することは困難である上、病勢の進行も早いことから、医療機関における診断が遅れ、適切な治療が行われない場合、死亡又は重篤な結果に至る可能性がある。そのため、高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者については特に注意を要する疾病である。

一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症の発生を防止することを目的とするものである。

第一 レジオネラ症の発生を防止する対策の基本的考え方

- 一 レジオネラ症の発生を防止する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者が多い医療施設、社会福祉施設等においては、入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び給湯設備における衛生上の措置を徹底して講ずることが重要である。
- 二 これらの設備の衛生上の措置としては、次に掲げる観点から、構造設備及び維持管理に係る措置を講ずることが重要である。
 - 1 微生物の繁殖及び生物膜等の生成の抑制
 - 2 設備内に定着する生物膜等の除去
 - 3 エアロゾルの飛散の抑制

第二 入浴設備における衛生上の措置

- 一 入浴設備における衛生上の措置に関する基本的考え方
近年、入浴設備は、湯水を再利用し、これを節約するため、ろ過器を中心とする設備、湯水を一時的に貯留する槽及びこれらの設備をつなぐ配管を含め、複雑な循環構造を形成することが多くなっている。これらの設備における衛生上の措置が不十分である場合、レジオネラ属菌による感染が発生しやすく、現に国内において、このような事例が報告されているところである。
レジオネラ属菌は、生物膜に生息する微生物等の中で繁殖し、消毒剤から保護されているため、浴槽の清掃や浴槽水の消毒では十分ではないことから、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内等に付着する生物膜の生成を抑制し、その除去を行うことが必要である。
また、浴室におけるエアロゾルの発生をできるだけ抑制することによって、汚染された湯水による感染の機会を減らすことも必要である。
- 二 構造設備上の措置
構造設備上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。
 - 1 ろ過器を設置している浴槽では、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前に設置し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
 - 2 湯温が六十度に満たない貯湯槽には、これを六十度以上に保つ能力を有する加熱装置を設置するなど、槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。
 - 3 浴槽から排出された水を再利用するための回収槽（以下「回収槽」という。）は、入浴によって生じた老廃物又は汚れを多く含んだ水を貯留しているため、壁面等に生物膜が定着しやすく、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況にあることから、回収槽の水を浴用に供することは避けること。やむを得ず供する場合は、消毒及び清掃が容易に行えるように、回収槽を設置すること。

- 4 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等のエアロゾルを発生させる設備を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
- 5 浴槽に補給する湯水の注入口は、当該湯水が給湯又は給水の配管に逆流しないよう、浴槽水が循環する配管に接続しないこと。
- 6 ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、当該浴槽水の誤飲の防止又はエアロゾルの発生の抑制を図るため、当該水を浴槽の底部に近い部分から供給すること。
- 7 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を用いないこと。

三 維持管理上の措置

維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。

- 1 浴槽水は、少なくとも一年に一回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合など浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めること。
- 2 浴槽水は、毎日、完全に換えることが原則であり、これにより難しい場合にあつても、浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも一週間に一回以上完全に換えること。その際、換水のみでは十分ではなく、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しない限り、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染を防止できないことに留意すること。
- 3 ろ過器内は、湯水の流速が遅くなり、最も生物膜や汚れ等が付着しやすい場所であるため、一週間に一回以上、ろ過器内に付着する生物膜等を逆洗浄等で物理的に十分排出すること。併せて、ろ過器及び浴槽水が循環している配管内に付着する生物膜等を適切な消毒方法で除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
- 4 回収槽の水をやむを得ず浴用に供する場合は、回収槽の壁面等の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を消毒すること。
- 5 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用することが一般的であるが、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、常に一定ではなく、入浴者数、薬剤の注入時間及び注入速度等により大きく変動するため、濃度は頻繁に測定して記録し、通常一リットルにつき〇・二から〇・四ミリグラム程度に保ち、かつ、最大で一リットルにつき一・〇ミリグラムを超えないように努める等適切に管理を行うとともに、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。なお、ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
さらに、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。
- 6 貯湯槽は、湯温を六十度以上に保つなど貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 7 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日、完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- 8 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように、脱衣室等の入浴者の見やすい場所において、浴槽に入る前には身体を洗うこと等の注意を喚起すること。

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置 <略>

第四 給湯設備における衛生上の措置 <略>

第五 その他の設備の衛生上の措置 <略>

第六 自主管理

施設の管理者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めることが必要である。

6 (1) 温泉表示に関する実態調査について

平成15年7月31日
公正取引委員会

1 調査の目的

近年、消費者の健康志向、温泉ブームを反映して、旅館・ホテル等の顧客獲得競争が活発になるとともに、旅行業者のパンフレット等における温泉表示においても、消費者の関心をとらえるため、従来の泉質・効能等の表示に加えて、温泉の内容について強調した表示が増えている。

そこで、公正取引委員会は、温泉表示の実態を把握し、併せて温泉表示に関する消費者の意識等を明らかにするとともに、その問題点を整理し、温泉表示の適正化につなげることを目的として本調査を実施した。

2 表示上の問題点等

調査の結果、実際に浴用に供する際に、源泉への加水、加温、循環ろ過による再利用などが行われている実態については、消費者に必ずしも十分な情報が提供されていないことが認められた。これを踏まえ、明らかになった温泉表示上の問題点について、以下のとおり景品表示法上の考え方を整理した。

(1) 源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っているにもかかわらず、パンフレット等において「源泉100%」、「天然温泉100%」など、源泉をそのまま利用しているような強調表示を行うことは、消費者の誤認を招くおそれがある。

また、「天然温泉」との表示を行う場合には、あわせて、源泉への加水、加温、循環ろ過装置の使用の有無に関する情報が提供される必要がある。

(2) パンフレット等において療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合で、その表示がゆう出口における源泉を基準に判断したものである場合は、浴槽内の湯についての適応症であるとの消費者の誤認を招かないよう、その旨を明瞭に表示する必要がある。

また、浴槽内の湯について療養泉としての適応症表示を行う場合には、消費者が実際に利用する浴槽内の湯が療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示する必要がある。

3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、本調査の結果を踏まえ、関連事業者団体に対し、パンフレット等の表示において、温泉に関する情報提供をより積極的に行うよう傘下会員への周知を要請した。

当委員会としては、今後とも、事業者及び事業者団体の温泉に関する適正表示への取組を支援していくこととしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室

電話 03-3581-3372 (直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

名称	道府県	所在地	指定年月日	名称	道府県	所在地	指定年月日
カルルス温泉	北海道	登別市	S 32. 9. 27	下部温泉	山梨	西八代郡下都町	S 31. 6. 15
北湯沢温泉	"	有珠郡大滝村	"	増富温泉	"	北巨摩郡須玉町	S 40. 8. 5
ニセコ温泉郷	"	磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町	S 33. 11. 1	丸子温泉郷	長野	小県郡丸子町	S 31. 6. 15
恵山温泉郷	"	亀田郡恵山町、楳法華村	S 40. 8. 5	田沢・杓掛温泉	"	" 青木村	S 45. 3. 24
十勝岳温泉郷	"	空知郡上富良野町	S 42. 10. 19	小谷温泉	"	北安曇郡小谷村	S 46. 3. 23
然別峡温泉	"	河東郡鹿追町	S 46. 3. 23	白骨温泉	"	南安曇郡安曇村	S 49. 3. 30
芦別温泉	"	芦別市	S 48. 3. 30	中房・穂高温泉	"	" 穂高町	S 55. 3. 27
雄阿寒温泉	"	足寄郡足寄町	"	美ヶ原温泉	"	松本市	S 58. 3. 28
湯ノ岱温泉	"	桧山郡上ノ国町	S 49. 3. 30	杏野温泉	"	下高井郡山ノ内町	H 3. 4. 16
盃温泉	"	古宇郡泊村	S 50. 7. 5	平湯温泉	岐阜	吉城郡上宝村	S 39. 6. 8
貝取潤温泉	"	久遠郡大成町	S 51. 3. 27	奥飛騨温泉郷	"	" "	S 43. 11. 19
幕別温泉	"	中川郡幕別町	S 52. 5. 31	白川郷平瀬温泉	"	大野郡白川村	S 55. 3. 27
ながぬま温泉	"	夕張郡長沼町	S 63. 7. 1	小坂温泉郷	"	下呂市	S 58. 3. 28
豊富温泉	"	天塩郡豊富町	H 4. 1. 13	湯毛・奈古谷温泉	静岡	田方郡藍山町、函南町	S 37. 3. 10
洞爺・湯だまり温泉	"	虻田郡洞爺村	H 9. 5. 1	羽ノ口温泉	三重	南牟婁郡紀和町	H 9. 5. 1
酸ヶ湯温泉	青森	青森市	S 29. 10. 11	久美の浜温泉郷	京都	京丹後市	H 8. 5. 2
栗研温泉	"	下北郡大畑町	S 46. 3. 23	るり溪高原温泉	"	船井郡園部町	H 12. 5. 11
八幡平温泉郷	岩手	岩手郡松尾村	S 34. 9. 3	浜坂温泉郷	兵庫	美方郡浜坂町	H 3. 4. 16
須川・真湯温泉	秋田	仙北郡田沢湖町、鹿角市	S 33. 11. 1	十津川温泉郷	奈良	吉野郡十津川村	S 60. 3. 19
夏油温泉	"	一関市	S 40. 8. 5	熊野本宮温泉郷	和歌山	東牟婁郡本宮町	S 32. 9. 29
金田一温泉	"	北上市	S 40. 8. 5	龍神温泉郷	鳥取	日高郡龍神村	H 8. 5. 2
奥鳴子・川渡温泉郷	宮城	二戸市	H 6. 4. 28	鹿野・吉岡温泉	"	鳥取市、気高郡鹿野町	S 41. 7. 22
田沢湖高原温泉郷	秋田	玉造郡鳴子町	S 35. 10. 1	関金温泉	"	東伯郡関金町	S 45. 3. 24
秋ノ宮温泉	"	仙北郡田沢湖町	S 42. 10. 19	岩井温泉	"	岩美郡岩美町	S 48. 3. 30
蔵王温泉	山形	雄勝郡雄勝町	S 53. 3. 31	三瓶温泉	島根	大田市	S 34. 5. 5
银山温泉	"	山形市	S 33. 11. 1	鷲の湯温泉	"	安来市	S 37. 3. 10
蕃点温泉	"	尾花沢市	S 43. 11. 19	湯原温泉	岡山	真庭郡湯原町	S 31. 6. 15
肘折温泉郷	"	村山市	S 60. 3. 19	奥津温泉	"	苫田郡奥津町	S 41. 7. 22
湯田川温泉	"	最上郡大蔵村	H 元. 10. 16	湯来・湯の山温泉	広島	佐伯郡湯来町	S 30. 7. 4
岳温泉	福島	鶴岡市	H 13. 11. 13	矢野温泉	"	府中市	S 47. 7. 29
新甲子温泉	"	二本松市	S 30. 8. 24	依山温泉	山口	長門市	S 30. 7. 4
土湯・高湯温泉郷	"	西白河郡西郷村	S 38. 4. 19	五丘温泉	"	周南市	S 36. 4. 1
日光湯元温泉	栃木	福島市	H 11. 4. 20	塩江温泉郷	香川	香川郡塩江町	H 14. 3. 29
板室温泉	"	日光市	S 29. 10. 11	湯ノ浦温泉	愛媛	今治市	H 6. 4. 28
四万温泉	群馬	黒磯市	S 46. 3. 23	筑後川温泉	福岡	浮羽郡浮羽町	S 43. 11. 19
鹿沢温泉	"	吾妻郡中之条町	S 29. 10. 11	吉井温泉	"	" 吉井町	"
上牧・奈女沢温泉	"	" 霧恋村	S 43. 11. 19	古湯・熊の川温泉	佐賀	佐賀郡富士町	S 41. 7. 22
片品温泉郷	"	利根郡月夜野町	S 54. 3. 27	雲仙・小浜温泉	長崎	南高来郡小浜町 (雲仙)	S 31. 6. 15
湯宿・川古・法師温泉	"	" 片品村	S 58. 3. 28	老岐湯本温泉	"	" (小浜)	S 37. 3. 10
弥彦・岩室温泉	新潟	" 新治村	H 11. 4. 20	天草下田温泉	熊本	老岐市	S 46. 3. 23
六日町温泉	"	西蒲原郡弥彦村、岩室村	S 38. 4. 19	南小国温泉郷	"	天草郡天草町	S 38. 4. 19
関・燕温泉	"	南魚沼郡六日町	S 39. 6. 8	湯の鶴温泉	"	阿蘇郡南小国町	S 39. 6. 8
栃尾・駒の湯温泉	"	中頸城郡妙高村	S 47. 7. 29	湯布院温泉	大分	水俣市	S 55. 3. 27
白山温泉郷	石川	北魚沼郡湯之谷村	S 54. 3. 27	長湯温泉	"	大分郡湯布院町	S 34. 5. 5
		石川郡鳥越村、尾口村、吉野谷村	S 36. 4. 1	鉄輪・明礬・柴石温泉	"	直入郡直入町	S 53. 3. 31
				霧島温泉	鹿児島	別府市	S 60. 3. 19
				隼人・新川溪谷温泉郷	"	始良郡霧島町、牧園町	S 34. 5. 5
						" 隼人町、 "	S 42. 10. 19

20